平成23年9月石川県

### 1. 電子入札システムについて

Q1-1	旧電子入札システムを利用していたが、登録番号は変わらないのか?
A1-1	旧電子入札システムの登録番号は新システムへ引き継がれます。 同じ登録番号をご利用できます。 工事とコンサルの両方を登録されていた場合は、工事の登録番号に統合されます ので、工事の登録番号をご利用ください。コンサルの登録番号は利用できません。

Q1-2	旧電子入札システムで各発注機関に利用者登録をしていたが、ICカードはそのまま新電子入札システムで使えるのか?
A1-2	旧電子入札システムで行っていた利用者登録情報は新システムへ引き継がれます。 お使いになっていたICカードは、そのままご利用できます。

### 1. 電子入札システムについて

·	
Q1-3	電子入札システムの利用者登録において、パスワードには何を入力すればよいか?
A1-3	各発注機関によりパスワードの運用が異なります。
	■石川県・白山市・野々市町・輪島市 <旧入札参加資格申請を利用していた方> 各発注機関の旧入札参加資格申請システムで利用していたパスワード。 <その他の方> 入札参加資格申請システムの利用者申請時に設定したパスワード。
	■金沢市・小松市・七尾市・かほく市 各発注機関より通知されます。
	※ 通知方法は各発注機関にご確認ください。
	■加賀市・津幡町 入札参加資格申請システムの利用者申請時に設定したパスワード。

### 2. 入札情報システムについて

Q2-1	入札予定の添付ファイルのダウンロードでID/パスワードの入力を求められた。何 を入力すればよいか?
A2-1	電子入札システム利用者登録時の登録番号(ID)及びパスワードをご入力ください。

Q3-1	ある発注機関の入札参加資格を有しているが、登録内容に変更が発生した。 変更申請はどのように行えばよいか?
A3-1	移行後しばらくの間は、申請先の発注機関により変更申請の方法が異なります。 各発注機関のホームページ等を確認してください。

Q3-2	入札参加資格申請システムで対応している、申請の種類について教えて欲しい。
A3-2	入札参加資格申請システムからは、次の種類の申請を行うことができます。 ・新規申請・・・・ 名簿へ新規登録するための申請 ・変更申請・・・・ 登録済みの情報を変更するための申請
	以下の申請には対応していませんので、手続については各発注機関にご相談ください。 ・廃業 ・分社 ・合併・承継 ・JV業者の入札参加資格申請

Q3-3	パスワードを忘れてしまい、ログインすることができない。
A3-3	各発注機関のホームページの「パスワード再交付」リンクより、パスワード再交付 申請を行ってください。
	※ 担当者情報にメールアドレスが登録されている必要があります。

Q3-4	利用者番号を忘れてしまい、ログインすることができない。
A3-4	各発注機関のホームページの「利用者番号再通知」リンクより、利用者番号再通 知申請を行ってください。
	※ 担当者情報にメールアドレスが登録されている必要があります。

Q3-5	利用者番号、およびパスワードを忘れてしまい、ログインすることができない。
A3-5	次の手順で、利用者番号、およびパスワードを再取得してください。 1.「利用者番号再通知」より、利用者番号を取得する。 2.「パスワード再交付」より、パスワードを取得する。
	※ 担当者情報にメールアドレスが登録されている必要があります。 ※ 新たに、システム利用申請は行わないでください。

Q3-6	利用者番号、パスワードを忘れてしまい、ログインすることができない。メールアド レスの登録も行っていなかった場合、どうすればよいか?
A3-6	発注機関へ、ご連絡ください。 ※ 新たに、システム利用申請は行わないでください。

Q3-7	代理人(行政書士等)に委任して申請を行う場合の手続について教えてほしい。
A3-7	現行通り代理入力していただくことが可能です。
	また、代理人申請機能もご利用いただけます。 この場合は、申請者と委任する代理人の両方が、入札参加資格申請システムの 利用申請を行っている必要があります。(申請手順については以下のとおり)
	1. 委任する代理人から代理人番号を教えてもらいます。 2. 申請者から代理人番号を指定して、申請の委任を行います。 3. 代理人側で委任されていることが確認できるようになります。 4. 代理人が委任された申請を行います。
	※ それぞれの詳しい操作については、操作マニュアル(システムより参照可能) をご覧ください。

Q3-8	定期の新規申請を行った後、審査中に代表者等の変更があった。どのように入力 すればよいか?
A3-8	定期の新規申請の審査中は、随時の変更申請の入力は行えません。 審査完了後、随時の変更申請が行えるようになってから、代表者の変更のための 変更申請を行ってください。

Q3-9	許可番号の変更があった。どのように申請を行えばよいか?
A3-9	変更申請にて許可番号の変更を行ってください。 その際、経審情報を取り直さない場合は、申請書の「経審受審時許可番号」項目 に変更前の許可番号を入力してください。

Q3-10	「許可業種」「希望業種」には何を入力すればよいか?
A3-10	「許可業種」には、許可を持っていて且つ経審を受審されている業種をすべて入力してください。 「希望業種」には、許可業種の中で資格登録を希望される業種を選択してください。

Q3-11	「受付審査終了通知」メールが届いた。 メールが届いたという事は、有資格者に認定されたと判断してよいか?
A3-11	この段階では認定されておりません。 発注機関が通知する「認定通知書」の内容をもって、認定となります。

Q3-12	同一内容で、石川県と白山市に申請したが、石川県からのみ補正通知が届いた。 どうしたらよいか?
A3-12	石川県に対して、補正指示の内容にしたがって申請書の補正を行ってください。 現時点では、白山市に提出した申請書の補正はできませんので、白山市にお問合せください。